

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 補償金の収益計上時期

Q : 当社が入居しているビルが、老朽化により建て替えられることになり、ビルの所有者から2年分の休業補償金を受け取りました。

この補償金については、どのように処理すればよいのでしょうか。なお、この補償金は、契約により一切返還の必要はありません。

A : 補償金の全額をその支払いを受けた日の収益として計上しなければなりません。

【解説】

将来の逸失利益や、将来の経費発生に対する補償として、営業補償金や経費補償金等の名目で、数年分を一括して受領することがあります。

この補償金等の収益計上時期については、将来の数年以上にわたる補償金である以上、その算定基礎に従って每期合理的に分割して収益計上すべきものであって、未経過分は前受経理することが妥当という考え方もあります。

しかし、補償金を受領した時点においてすでに返還する必要がないものについては、税務上はすでに確定した収入と認められますので、その受領した時点において収益計上すべきこととされています。

ご質問の場合も、ビルの所有者との契約により、收受した休業補償金は一切返還を要しないとのことですから、受領した時点においてすでに確定した収入となり、その支払いを受けた日の収益として計上することになります。

